

|   |             |
|---|-------------|
| 五十六、六十二 [略]   | 六十、六十六 [同上] |
| 六十三 公益社団法人日本ローイング協会<br>(昭和三十九年九月二日に社団法人日本漕艇協会という名称で設立された法人をいう。) | [号を加える。]    |
| 六十四 [略]   | 六十七 [同上]    |

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○厚生労働省告示第二百三十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第七十六条の六の二第一項及び第三項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百四十九条の十二の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品（令和五年厚生労働省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

令和六年六月二十八日  
 第一項の表に次のように加える。  
 厚生労働大臣 武見 敬三

|     |                                |     |
|-----|--------------------------------|-----|
| 四十五 | BRIUSミサイル                      | 液体状 |
| 四十六 | CHILLAXY HERB PREROLLS OG KUSH | 細片状 |
| 四十七 | Galactic Jack                  | 液体状 |
| 四十八 | HCCPM                          | 液体状 |
| 四十九 | HCCPM STRONG                   | 液体状 |
| 五十  | Jack Herer HCCPM               | 液体状 |
| 五十一 | JetM Lemon                     | 液体状 |
| 五十二 | Leafy JET, M Banana            | 液体状 |
| 五十三 | Leafy JET, M Blackberry        | 液体状 |
| 五十四 | Leafy JET, M Blue Dream        | 液体状 |
| 五十五 | Leafy JET, M OG Kush           | 液体状 |
| 五十六 | Leafy JET, M Watermelon        | 液体状 |
| 五十七 | VOLT2                          | 液体状 |
| 五十八 | 伏せ撃ち                           | 液体状 |

○厚生労働省告示第二百三十六号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和六年七月一日から適用する。

令和六年六月二十八日

厚生労働大臣 武見 敬三

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 家族性アルツハイマー病の遺伝子診断</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保険医療機関に係る基準</p> <p>① (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 倫理委員会が設置されており、届出後（地方厚生局長等が届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「届出月」という。）以降をいう。以下同じ。）当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> | <p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 家族性アルツハイマー病の遺伝子診断</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保険医療機関に係る基準</p> <p>① (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>四 末梢血単核球移植による血管再生治療</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状</p> <p>慢性閉塞性動脈硬化症又はパージャール病（従来の内科的治療及び外科的治療が無効であるもの）に限り、三年以内に悪性新生物の既往歴を有する者又は未治療の糖尿病性網膜症である者に係るものを除く。</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① 専ら循環器内科又は心臓血管外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。</p> <p>② 循環器専門医（一般社団法人日本循環器学会が認定したもの）をいう。又は心臓血管外科専門医（特定非営利活動法人日本胸科学会、特定非営利活動法人日本血管外科学会又は特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会が認定したもの）をいう。であること。</p> |